

小金井市勤怠管理システム等設計構築委託プロポーザル審査基準

1 審査基準

(1) 一次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	会社概要及び業務実績	経営状況、類似業務実績
2	基本的事項	業務の目的及び業務内容の理解
3	導入スケジュール	具体的な実現スケジュールの策定
4	サポート対応	業務従事者の類似業務経験、人員体制

(2) 二次審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	システムのコンセプト	業務の目的及び業務内容の理解、効率性
2	機能要件	業務効率化、職員の負荷軽減
3	セキュリティ対応	手順、対応内容
4	その他	独自の提案及び工夫、優位性
5	機能要件一覧	機能の搭載、代替案
6	価格点	設計構築費用、システム使用料

2 審査評価方法

(1) 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

(2) 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーション及びヒアリングについて、プロポーザル審査基準により判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

3 審査項目

別紙「小金井市勤怠管理システム等設計構築委託プロポーザル評点表」のとおりとする。

4 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水

評価点数	評価基準	説明
		準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

5 判定

各審査項目の評価点数は、評価点に加重係数をかけた数値によって判定を行い、その総合点数で判定する。

6 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点表により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- (2) 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
 - オ その他、設定した条件を満たしていない場合